

銀行振込による公売保証金の納付手続について

1 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前にK S I 官公庁オークション利用規約、室蘭市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) K S I 官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」といいます。）の取得などを行い、K S I 官公庁オークション内の室蘭市の公売物件画面より参加の仮申込を行ったのち、この手続を行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人名で取得したログインIDで室蘭市の公売物件画面より仮申込を行ったのち、この手続を行ってください。
- (4) 公売保証金の金額は、公売物件（区分番号）ごとに異なります。また、公売保証金は物件ごとに必要です。以下の手続は、入札する公売物件の公売保証金の金額を確認した上で行ってください。

2 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」の提出

- (1) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内を記入し、押印してください。
 - ※「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入した氏名、住所、電話番号、ログインID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後に、買受代金の納付または公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ※必ず押印してください。捨印も押印してください。
 - ※「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入する振込先金融機関は、室蘭市公金収納取扱金融機関に限ります。
- (2) 記入・押印した「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を簡易書留郵便（郵送料は公売参加者負担）で室蘭市に送付してください。

3 公売保証金の納付

- (1) 室蘭市は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、記入されているメールアドレス宛てに、振込口座をお知らせします。このメールは必ず室蘭市に受信情報が届くように開いてください。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、銀行振込で公売保証金を納付してください。
 - ※公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに室蘭市が確認できるように納付してください。納付を確認できない場合は、入札をすることができません。
 - ※公売保証金を振り込んだ日から、室蘭市が納付を確認するまでに、3開庁日程度かかることがあります。
 - ※振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。
 - ※類似の口座名にご注意ください。
- (3) 室蘭市が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続を行うと、入

札することができるようになります。

4 公売物件に農地を含む場合

(1) 公売物件に農地法上の農地が含まれる場合は、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。

※公売保証金の納付に加えて、「買受適格証明書」を提出した方のみ、参加申込が完了します。

※「買受適格証明書」の発行手続については、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

(2) 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときです。

5 公売保証金の返還

(1) 落札者（最高価申込者）と次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。

(2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金も、落札者（最高価申込者）が期限までに買受代金を納付した場合には返還します。

(3) 公売を中止した物件の公売保証金は、当初に予定していた入札期間の終了後に返還します。

(4) インターネット公売全体が中止となった場合は、公売中止の決定後に返還します。

(5) 入札をしなかった場合の公売保証金は、入札期間の終了後に返還します。

(6) 公売保証金の返還は、上述の返還事由の発生から4週間程度かかる場合があります。

(7) 公売保証金の返還は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された銀行口座へ振り込むことで行います。

(8) 期限までに買受代金を納付しない買受人の公売保証金は、返還できません。

(9) 国税徴収法第108条第1項に該当する買受人の公売保証金は、返還できません。